

今 帰 仁 村 土 地 改 良 区 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は今帰仁村土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、沖第264号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域(その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。)とする。

市 町 村	大 字 名	小 字 名	地 域
今 帰 仁 村	崎 山	与保城原、当原、伊佐良原、大新地原、宇佐原、東原、港原、桃原	畑 の 一 部
	平 敷	上原	畑 の 一 部
	謝 名	大島原、上手名原、真良地原、西仲原、迫田原	畑 の 一 部
	勢理客	立増原、吉事原	畑 の 一 部
	天 底	壱謝堂原、地呉骨原、中福原、山岳原、後原、安谷原、新久保原、外田原、和呂目原	畑・樹園地の一部
	湧 川	亀川原、中畑原、平野原、外昌原	畑 の 一 部

(事 業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- 一 地域全域の農業用施設の維持管理
- 二 天底第1地区における農業用排水施設
- 三 天底第2地区における農業用排水施設
- 四 崎山地区における農業水路等長寿命化・防災減災事業

2 第1項第二号の事業に附帯して創意工夫発揮事業を行なうことができる。

(事務所の所在地)

第 5 条 この土地改良区の事務所は、沖縄県国頭郡今帰仁村に置く。

(公告の方法)

第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示板及び今帰仁村役場の掲示板に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は沖縄タイムス及び琉球新報両社新聞に掲載するものとする。

第 2 章 会 議

(総 会)

第 7 条 この土地改良区の総会は全組合員で組織する。

(通常総会の時期)

第 8 条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(議決方法の特例等)

第 9 条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 10 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれを伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 11 条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第 12 条 この土地改良区の役員定数は理事6人及び監事3人とする。

2 前項の役員定数のうち理事1人、監事1人は組合員でない者とする。

(役員の選任)

第 13 条 役員は組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し、必要な事項は附属書役員選任規程で定める。

(理 事 長)

第 14 条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第 15 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 16 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な業務については、理事長及び事務局長の決するところによる。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 18 条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 19 条 理事又は監事がその被選任権を失ったときはその職を失う。

第 4 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第 20 条 第4条第1項第一号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、各地区毎に土地の地積割及び水量割で賦課する。

ただし、村道と村道を結ぶ基幹的農道等については、賦課しないものとする。

2 第4条第1項第二号、第三号、第四号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき各地区毎に地積割及び水量割で賦課する。

3 運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内の土地の全部につき地積割及び水量割で賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 21 条 前条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総会で定める。

(夫役の履行)

第 22 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行について、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 23 条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

(督 促)

第 24 条 法第39条の規定に基づく督促は、この納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 25 条 第20条、第23条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6%の割合で計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 雑 則

(係及び委員会)

第 26 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 27 条 法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭は第25条の規定を準用する。

(基本財産)

第 28 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 29 条 この土地改良区の財産については、解散(合併の場合を除く。)のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 30 条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この定款は、知事が認可した日 (沖縄県指令農第354号 平成5年2月25日)から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日 (沖縄県指令農第332号 平成6年2月28日)から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日 (沖縄県指令農第868号 平成6年6月15日)から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日 (沖縄県指令農第782号 平成7年5月26日)から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第781号 平成9年4月25日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第1775号 平成12年8月11日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第499号 平成13年5月28日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第476－1号 平成14年4月23日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第1309号 平成14年10月11日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第1508号 平成15年10月20日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第613号 平成16年5月12日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第911号 平成17年9月22日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第259号 平成18年3月22日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第384号 平成18年5月9日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第1287号 平成19年12月18日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第996号 平成20年10月20日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第716号 平成22年6月21日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第497号 平成23年6月1日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第1219号 平成24年12月4日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第409号 平成26年3月26日）から施行する。

附 則

平成25年3月21日第21回通常総代会において選任され、定款変更の認可により、新たに就任する役員の任期の満了時期は、定款第22条各項の規定によらず現役員の任期満了日である平成29年3月31日とする。

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第774号 平成26年5月23日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第393号 平成28年4月14日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第946号 平成29年9月11日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第101号 令和2年2月17日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第485号 令和3年4月13日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第702号 令和4年5月18日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第602号 令和5年5月10日）から施行する。

附 則

この定款は、知事が認可した日（沖縄県指令農第593号 令和7年5月30日）から施行する。

（

（